



厚生労働省北海道労働局発表  
令和2年5月29日

担	厚生労働省 北海道労働局 雇用環境・均等部 指導課 課長 八反田 健 副主任雇用環境改善・均等推進指導官 龍瀧 良之
当	代表電話 011-709-2311 (内線 3577) 直通電話 011-709-2715

## 令和2年6月1日からパワーハラスメント対策が義務となります！～改正労働施策総合推進法が施行～



令和2年6月1日から、改正労働施策総合推進法の施行により、企業には「職場におけるパワーハラスメント」を防止するための措置を講じることが義務となります（中小企業事業主は令和4年3月31日までは努力義務）。

このため、今般、北海道労働局（局長 上田 国土）では、企業の皆様方に適切に職場におけるパワーハラスメント防止対策に取り組んでいただくための解説動画を北海道労働局ホームページに掲載しましたのでご活用ください。

また、職場におけるパワーハラスメントの相談等は、道内18箇所の「総合労働相談コーナー」で受け付けています（別添1 総合労働相談コーナー一覧）。

### ○ 動画 パワーハラスメント対策 「あかるい職場応援団」

URL：[https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/koyou\\_kintou/hourei\\_seido/power\\_harassment.html](https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/hourei_seido/power_harassment.html)

### ○ 改正労働施策総合推進法の内容

1. パワーハラスメント防止のための措置を講じること  
パワハラ防止の方針の明確化、相談窓口の設置、迅速な事実確認等が求められます。  
\* パワハラに該当すると考えられる例、該当しないと考えられる例については別添2リーフレット参照
2. 事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止  
中小企業も含めたすべての企業で、ハラスメントを相談したこと等を理由とした解雇等の不利益取扱いが禁止されます。  
(セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントも同様)  
\* 北海道労働局におけるパワハラ相談事例 別添3

### 【添付資料】

- 1 総合労働相談コーナー一覧
- 2 「2020年6月1日より、職場におけるハラスメント防止対策が強化されます！」（リーフレット）
- 3 北海道労働局におけるパワハラ相談事例